

新型外貨通知預金《Can》規定

1【預金の預入れ】

預入れ単位は、1口ごとに、当行が別に定める円貨額に相当する外貨額（当該外国通貨として、補助通貨単位まで換算した額。）から預入れることができます。

2【預金の支払時期】

- (1) この預金は、預入日の1か月後の応当日の前日以後に支払います。（以下、預入日から預入日の1か月後の応当日の前々日までの期間を「据置期間」といいます。）
- (2) この預金は、当行がやむをえないものと認めた場合および別途定める「反社会的勢力の排除に係る規定」により解約する場合を除き、据置期間中は解約することはできません。

3【利息】

- (1) この預金の利息は、預入日から解約日まで到来する預入日の6か月ごとの応当日を「利息支払日」とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、店頭に表示する毎日の利率によって計算します。なお、利率は金融情勢等に応じて変更します。
- (2) この預金の利息は、利息支払日に元金に組入れます。
- (3) この預金の解約利息は、預入日（利息の支払をしたときは最後の利息支払日。）から解約日の前日までの日数について、店頭に表示する毎日の利率によって計算し、解約日にこの預金とともに支払います。
- (4) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を据置期間中の解約に応じる場合および別途定める「反社会的勢力の排除に係る規定」により解約する場合には、前記(3)の定めにかかわらず、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について、解約日における当該外国通貨の普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (5) この預金の付利単位は1通貨単位とします。

4【手数料】

この預金の預入れ・払戻し等を行う場合には、預金者は当行所定の手数料を当行に支払うものとします。

5【解約】

- (1) この預金の解約にあたっては、当行に対し、解約する日の2日前までに解約する旨の通知をしてください。
- (2) この預金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名記入）して、通帳とともに当店に提出してください。ただし、当行がキャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定に定める方法により本人確認を行った場合、当行は、前記の方法によらずにこの預金の解約に応じることができ、この取扱いにより損害が生じた場合の当行の責任については、同規定によるものとします。
- (3) 前項の解約の手續に加え、当該預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行わないことがあります。
- (4) この預金は1口ごとに解約することができます。1口のうちの一部の解約はできません。

6【保険事故発生時における預金者からの相殺】

- (1) この預金は、据置期間経過前、または解約する日の2日前までに解約する旨の通知がなかった場合にも、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手續きによるものとします。

相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳に届出の印章（または署名）により押印（または署名記入）して、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとし

ます。

前記の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當します。

前記による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

- (3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、前記3(1)および(3)に定める利率により計算するものとします。

借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率または料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する清算金、損害金、手数料等の支払は不要とします。

- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については、当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

- (5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても、相殺することができるものとします。

7【外貨預金共通規定の適用】

この預金は、この規定に定めのない事項に関しては、外貨預金共通規定により取扱います。

8【この規定の変更等】

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

(2018年9月18日現在)